

**経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う平成29・30年度  
建設工事に係る競争参加資格の取扱いについて**

経営事項審査の審査基準が改正され、平成30年4月1日から適用されることに伴う、平成29・30年度を有効期間とする建設工事の一般競争（指名競争）参加資格の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

**I 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う随時の資格審査の申請に係る留意事項**

**申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書について**

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）は、経営事項審査の審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。さらに、平成29・30年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。
- ② 平成30年3月31日までに申請を行う場合は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第1196号。以下「改正告示」という。）による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請を行って下さい。
- ③ 平成30年4月1日以降に申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば「改正告示」による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。

**経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、特例計算を希望する事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。**

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、添付を要する者の全てについて、申請をする日の1年7月前の日以後のものうち最新のものでなければなりません。
- ② 経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

## II 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う一般競争（指名競争）参加資格の再認定について

### 1 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

なお、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

## 2 再認定のスケジュール

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、再認定の受け付けを行います。認定日（予定）は、適正な申請書を受理してから 1 ヶ月から 1 ヶ月半程度です。

受付期間
平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

## 3 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式 1-1 及び 1-2)  
※ 様式(1-1)の右上余白部分に「再認定の申請」と朱書きしてください。
- ② 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)の提出が必要となります。)  
当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とします。
  - ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
  - ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
  - ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
  - ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
  - ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し
  - ・適用除外誓約書
- ③ 業態調書(様式 3)
- ④ 工事分割内訳表(総合評定値通知書に記載されている 1 つの年間平均完成工事高を、いくつかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び総合評定値通知書に記載されているいくつかの年間平均完成工事高を登録を希望する 1 つの工事種別に合算して申請する場合に必要となります)
- ⑤ 共同企業体等調書(経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合)
- ⑥ 営業所一覧(様式 2)(変更がある場合)
- ⑦ 受理票(受理票の(裏)面をはがきの裏に貼り付け、(表)面に返信先の記入及び 62 円切手を貼付して下さい。)

#### 4 その他再認定の申請に関する留意事項

一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全登録地区（東日本・中部・関西・九州）・全工事種別一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の登録地区や工事種別のみを選択して行うことはできません。全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき工事種別の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請をしていただきます。

工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

### III 再認定の申請について

#### 1 申請方法

郵送にて受付いたします。再認定に係る資格審査申請書及び添付書類を簡易書留により以下の宛先へ送付して下さい。

宛先

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 12-24 熊本フコク生命ビル 4 階

独立行政法人都市再生機構 再認定担当宛

電話 096-288-1652

#### 2 申請書及び記入要領の入手方法

申請書の記入要領並びに申請書等の様式については、当機構ホームページから入手してください。ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<https://www.ur-net.go.jp/order/index.html>

トップページ → 入札・契約情報 → 競争参加資格(変更届を含む)

以上